

氷見市有線テレビジョン放送受信規約

(受信放送)

第1条 受信を承認する放送(以下「受信放送」という。)は、次の表のとおりとします。

放送内容		摘要
受信機を設置しないで受信		いずれかを受信
一般放送		
特別放送		
特別放送廉価		
有料番組放送	スターチャンネル 1	一般放送又は特別放送を受信する場合のみ受信可(WOWOWを含む)
	スターチャンネル 2	
	スターチャンネル 3	
	衛星劇場	
	東映チャンネル	
	グリーンチャンネル	
	グリーンチャンネル2	
	SPEEDチャンネル	
	フジテレビ ONE	
	フジテレビ TWO	
	フジテレビ NEXT	
	FIGHTIN GTV サムライ	
	アジアドラマチック TV★So-net	
	J sports 4	
レジャーチャンネル		
V☆パラダイス		
TBSチャンネル		

(受信料等)

第2条 受信機を設置しないで受信、一般放送、特別放送、特別放送廉価の受信料並びに有料番組放送の利用料(以下「受信料等」という。)の額は、別表のとおりとし、氷見市有線放送指定管理者能越ケーブルネット株式会社(以下「指定管理者」という。)が指定する納付期限までに納付してください。

2 落雷その他の天災その他やむを得ない事情により、受信者が受信放送を受信することができなかった場合には、受信料等は、減額しないものとします。ただし、1箇月のうち10日以上継続して受信者が受信放送を受信することができなかった場合にあっては当該月分、2箇月にわたり10日以上20日未満の期間継続して受信者が受信放送を受信することができなかった場合にあっては最初の月分の受信料等は、無料とします。

3 指定管理者は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基いて、特に必要があると認めるときは、受信料等を改定することがあります。

(放送施設等の費用等の負担)

第3条 指定管理者は、氷見市有線テレビジョン放送の施設及び受信機(以下「放送施設等」という。)の設置に要する費用(受信機(セットトップボックスをいう。以下同じ)の設置費を除く。)に充てるため、受信料等とは別に、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の負担金を徴収します。

- (1) 引き込み工事負担金(宅外引込線の設置に要する費用) 17,850円
- (2) 加入金(宅外引込線及び宅内引込線以外の放送施設等の設置に要する費用) 26,250円
- (3) 宅内工事負担金(単独工事、共聴工事に要する費用) 指定管理者が定めるとおりとします。

2 指定管理者が定める仕様以外の仕様により宅外引込線を設置する場合において当該宅外引込線の設置に要する費用の額が前項第1号に定める額を超えるときは、その差額を同号の負担金の額に加算するものとします。

3 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、第1項第2号の負担金を減免することがあります。

(放送施設等の設置、所有及び管理の区分等)

第4条 放送施設等の設置、所有及び管理の区分は、次の各号に掲げる放送施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 宅内引込線 受信者
 - (2) 宅内引込線以外の放送施設等 指定管理者
- 2 受信者は、その責めに帰する理由により前項第2号に掲げる放送施設等の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならないものとします。
- 3 落雷その他の天災により宅内引込線及び受信者の所有するテレビ受像機その他の機器類が損傷した場合には、当該宅内引込線及び機器類の修理に要する費用は、受信者が負担するものとします。
- 4 前項に規定するもののほか、天災、作業停電その他の指定管理者の責めに帰することができない事由によって、放送施設等が損壊し、又はその機能を停止した場合における放送中断等に係る損害については、指定管理者は賠償の責めを負わないものとします。

(禁止事項)

第5条 受信者が、次に掲げる行為をすることを禁止します。

- (1) 受信機の分解、改造、変更及び宅外への持ち出し等を行うこと。
- (2) 放送番組の内容の複製頒布等著作権又は著作隣接権を侵害すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、有線テレビジョン放送の管理上支障があると認める事項を行うこと。

(受信放送の変更)

第6条 受信者は、受信放送を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければなりません。

(宅外引込線の移転等)

第7条 受信者は、宅外引込線を移転し、又は変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければなりません。

2 前項の規定による移転又は変更に必要な費用は、受信者の負担とします。

(受信の休止等)

- 第8条 受信者は、受信を休止し、又は現に休止しているその受信を再開しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければなりません。
- 2 前項の規定による受信の休止の期間は、1年を超えることができません。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内において、これを延長することができます。
- 3 第1項の規定による受信の休止の期間中は、受信機を撤去するものとします。この場合において、当該撤去及び同項の規定による受信の再開時における受信機の再設置に要する費用は、受信者の負担とします。

(受信の廃止)

- 第9条 受信者は、受信を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を指定管理者に届け出なければなりません。この場合において、前納による受信料の額から経過期間の月数分の月額を受信料を差し引いた額に残余の額があるときは、当該額を払い戻すものとします。
- 2 前項の規定により受信を廃止したときは、指定管理者は、当該受信者に係る放送施設等を撤去するものとします。この場合において、受信者に係る原状回復に要する費用は、受信者の負担とします。

(受信者の変更)

- 第10条 受信者に変更があったときは、新たに受信者となった者は、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出るものとします。

(受信の承認の取消し等)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受信の承認を取り消し、若しくは変更し、又は受信を制限し、若しくは停止することがあります。
- (1) 受信者がこの承認書に違反したとき。
- (2) 受信者が偽りその他不正の手段により受信の承認を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) その他指定管理者が管理上特に必要があると認めるとき。
- 2 第8条第3項の規定は、前項の規定による受信の停止について準用します。
- 3 第9条第1項後段及び第2項の規定は、前項の規定による受信の取消しについて準用します。

別表(第2条関係)

- 1 受信機を設置しないで受信、一般放送、特別放送、特別放送廉価の受信料

放送内容	受信料の額		
	月額	6月分前納額	1年分前納額
受信機を設置しないで受信	1,050円	5,775円	11,550円
一般放送	3,780円	20,790円	41,580円
特別放送	2,100円	11,550円	23,100円
特別放送廉価	1,890円	10,395円	20,790円

備考

- 1 この表に定める受信料には、日本放送協会が行う放送に係る受信料及び株式会社WOWOWが行う放送に係る受信料を含みません。
- 2 同一の住居又は事務所若しくは事業所において受信機を2台以上設置して受信する場合にあっては、受信機が1台増すごとに、次の表の左欄に掲げる受信機の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める月額を加算するものとする。

1台目の受信機の種類	月額
一般放送の受信機の場合	1,575円
特別放送の受信機の場合	1,575円 (受信機を3台以上設置して受信する場合(指定管理者が定める場合に限る。)にあっては、3台目以降は1,260円とします。)
特別放送廉価の受信機の場合	840円

「1台目の受信機」とは、複数の受信機のうち、受信料の月額が最も高い放送を受信する受信機(当該受信機を複数設置する場合にあっては、いずれか一つの受信機)をいう。

- 3 一般放送又は特別放送を受信する場合、録画機能内蔵の受信機1台当たり、月額525円を受信料に加算することで利用することができます。ただし、前納による割引はありません。

2 有料番組放送の利用料

番組名	利用料の額 (受信機1台につき1月)
スターチャンネル 1 スターチャンネル 2 スターチャンネル 3	3つセットで 2,100円
衛星劇場	1,890円
東映チャンネル	1,575円
グリーンチャンネル グリーンチャンネル2	2つセットで 1,260円
SPEEDチャンネル	945円
フジテレビ ONE フジテレビ TWO フジテレビ NEXT	3つセットで 1,575円
FIGHTING TV サムライ	1,890円
アジアドラマチックTV ★So-net	630円
J sports 4	1,365円
レジャーチャンネル	735円
V☆パラダイス	735円
TBSチャンネル	630円